**平成２８年（フ）第１１１０号**
埼玉県白岡市彦兵衛60番地２
債務者　藤田　大輔
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１４５３号**
さいたま市岩槻区本丸２丁目23番18号
債務者　丸岡　敏彦
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１４５４号**
さいたま市岩槻区本丸２丁目23番18号
債務者　丸岡恵美子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１５３４号**
埼玉県北足立郡伊奈町大字大針414番地　エミネンス101、旧住所さいたま市見沼区大字風渡野457番地29
債務者　折橋　浩介
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１５９３号**
埼玉県川口市大字安行藤八548番地の１
ヴァンテアン103号
債務者　原　　博昭
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１１１４号**
千葉市緑区おゆみ野１丁目25番地２　県営住宅生実Ｓ１棟112号
債務者　岡本　真弓（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２８年（フ）第１１６１号**
千葉市花見川区天戸町1137番地12
債務者　吉田　輝幸
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２８年（フ）第１２１４号**
千葉県習志野市屋敷５丁目１番５号　レオネクストコスモⅡ　208号
債務者　北山　義雄
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２８年（フ）第２４０号**
千葉県八街市八街は65番地193
債務者　西澤　彩子（旧姓下條）
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２８年（フ）第２４３号**
千葉県成田市囲護台1385番地１（北囲護台団地Ｂ棟503号）
債務者　須郷　幸子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２８年（フ）第５８２号**
川崎市高津区末長３丁目30番７号　小島ビル103、前住所川崎市高津区上作延549番地　ぱれっと　106
債務者　丸山　節雄
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２８年（フ）第５９６号**
川崎市麻生区百合丘１丁目19番地１　みゆきハイツ百合丘　503
債務者　能重　知陽
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２８年（フ）第９５号**
新潟県上越市西城町２丁目８番30号　高田西城病院、住民票上の住所新潟県上越市西城町２丁目８番24号　西城アパート６号
債務者　長屋　富子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２８年（フ）第１６８２号**
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地３　345号棟204号室
債務者　猪城　正光
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第１８００号**
札幌市南区常盤３条１丁目６番１号　リハビリハウス輪
債務者　坂本　広康
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１８４７号**
札幌市厚別区厚別町上野幌686番地43　アミュージョン・シャトー202号
債務者　宮本　大地
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１８９４号**
札幌市東区伏古７条２丁目７番12号　プレス72―201号
債務者　中野　里美（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部